

釜石市民ホール

【TETTO 友の会】の会員を募集します。

釜石市民ホール TETTO では、さまざまな催し物を行っています。

「TETTO 友の会」にご入会されると、主催事業チケットの料金割引などの特典をご利用いただけます。皆様のご入会を心よりお待ちしております。

入会特典

- ◆ 釜石市民ホール TETTO の主催事業公演チケットや講座・ワークショップの参加費を特別料金でご購入いただけます。
(特別料金の対象となる公演・講座・ワークショップは随時ご案内いたします。ご購入いただける枚数は会員おひとり様につき各催事 2 枚までとさせていただきます。)
- ◆ 釜石市民ホール TETTO の主催事業公演チケットや講座・ワークショップの参加費を、一般発売に先駆けてご購入いただけます。
- ◆ 釜石市民ホール TETTO からのご案内(「RE:TETTO」・催事チラシなど)を毎月お届けいたします。

入会方法

- ◆ 平成 30 年 3 月 1 日(木)より平成 30 年度会員の募集受付を開始します。
- ◆ 釜石市民ホール TETTO の総合案内にてご入会の手続きを承ります。
年会費(1,000 円)と身分証明書(自動車運転免許証・健康保険証・他)をご持参の上、ご来館ください。
- ◆ 入会申込用紙に必要事項をご記入いただき入会手続きののち会員証を発行いたします。
(入会申込用紙は釜石市民ホール TETTO ホームページよりダウンロードすることができます。)
- ◆ 会員証有効期限(会員の資格を有する期間)は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとなります。

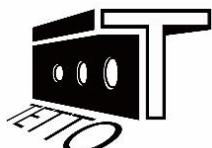
入会に関するご注意

- ◆ 「規約の詳細」を必ずお読みください。
- ◆ チケット予約・購入の際には会員証の提示または会員番号とお名前の確認をさせていただきます。
- ◆ 会員証を紛失された場合や、ご住所・ご連絡先などに変更があった場合は、必ずご連絡をお願いいたします。
- ◆ 年会費はご入会の時期に係わらず一律同額にて承ります。
- ◆ 会員証の発行をもって領収証に代えさせていただきます。
- ◆ 年会費のご返却はいかなる場合もお断りいたします。

釜石市民ホール TETTO (指定管理者 釜石まちづくり株式会社)

〒026-0024 岩手県釜石市大町 1-1-9

TEL 0193-22-2266 FAX 0193-22-3809



【TETTO 友の会】会員規約

平成 30 年 2 月 20 日 制定

○会員 1. 会員とは、釜石市民ホール（指定管理者 釜石まちづくり株式会社）（以下「ホール」という。）「TETTO 友の会」会員規約（以下「規約」という。）を承認のうえ、ホールに入会の申込みをし、ホールが認めた方をいいます。2. 会員が資格を有する期間（以下「会員期間」という。）は、年度単位または申込んだ年度の末日までとします。○入会手続 1. 「TETTO 友の会」に入会しようとする方は、「TETTO 友の会入会申込書」（以下「申込書」という。）をホールに提出するものとします。2. 申込書は、本人一通とし、未就学児の入会は認められません。○会費 1. 会員は年会費 1,000 円を支払うものとします。2. 会員が継続を希望するときは、会員期間の最終月までに次年度会費を支払うものとします。○会員証 1. 会員には会員証を交付します。会員証は申込みをされたご本人が使用できます。他人への譲渡・貸与はできません。2. 会員証を紛失または盗難にあった場合は、ただちに届け出してください。3. 会員証は再発行をいたします。（再発行 手数料 100 円）4. 紛失または盗難、その他の事由により会員証を他人が利用することにより生じた損害のすべては、会員が負うものとします。○特典 1. 会員には、定期的に、ホールが発行するフリーペーパー「RE:TETTO」を送付します。2. 会員は、ホール主催事業等のホールが指定する一部公演に限り、割引価格でチケットを 2 枚まで購入することができます。一部講座・ワークショップは 2 名様分まで特別価格でご参加いただけます。3. 会員は、ホール主催事業等のホールが指定する公演に限り、先行発売でチケットを購入することができます。○年会費 1. 年会費は、釜石市民ホール受付窓口で支払うこととします。2. 年会費及びチケット購入代金の銀行振込によるお支払いはできません。○チケット 1. 会員は、ホール主催事業等のホールが指定する公演のチケットを、釜石市民ホール受付窓口で会員証を提示することにより、割引価格で購入することができます。2. 購入したチケットのキャンセルまたは変更はできません。3. ホールの主催事業等の公演のチケットを各プレイガイドでお求めになる場合は、料金の割引はいたしません。○届け出事項の変更等 1. 会員は、氏名、住所、電話番号等、入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は、ただちにその内容をホールに届け出してください。名義変更、譲渡はできません。2. 前項の届け出がないためにホールからの送付書類等が届かない場合があります。ご注意ください。○退会 会員が退会するときは、ホールに退会届を提出するとともに会員証をご返却ください。なお、会員期間中の退会であっても、お支払い済みの年会費は返還いたしません。○資格喪失 会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消します。(1)虚偽の申告があったとき(2)代金の支払いを怠ったとき(3)ホールが定めた規約に違反があったとき(4)その他、「TETTO 友の会」の運営に支障があると認められたとき○個人情報 会員の個人情報は、当ホールの業務基準によって適切に管理されます。

【TETTO 友の会】 入会申込書

入会申込日 : 平成 年 月 日

氏名・年齢・性別・住所・連絡先をご記入下さい

氏名	フリガナ		年齢	性別
				男・女
住所	〒 -			
連絡先	(自宅番号)			
	(携帯番号)			
	(メールアドレス)			@

事務処理	<input type="checkbox"/> 会員登録	平成 年 月 日	担当 :
	<input type="checkbox"/> 会員番号	No.	担当 :
	<input type="checkbox"/> 会員証発行	平成 年 月 日	担当 :

継 続 ・ 新 規

備考	
----	--